○○型認定こども園利用契約書

　《保護者氏名》（以下、「保護者」という。）と《法人名　代表者肩書き　代表者氏名（個人事業主にあっては代表者氏名のみ）》が運営する○○型認定こども園《園名》（以下、「事業者」という。）とは、当園を利用する園児《園児氏名》（以下、「園児」という。）に対して行う教育・保育について、以下の通り契約を締結します。

（契約の目的）

第１条　事業者は、園児に対し、児童福祉法及び子ども・子育て支援法等関係法令、なごや子どもの権利条例の理念にしたがって、園児の健全な心身の発達を促す教育・保育を提供し、保護者は事業者に対し利用者負担額を支払うこととします。

（契約期間）

第２条　この契約の期間は、令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日までとします。ただし、契約期間満了日以前に園児の教育・保育給付認定有効期間が満了する場合には、教育・保育給付認定有効期間満了日までとし、教育・保育給付認定の変更申請により教育・保育給付認定有効期間の満了日が更新された場合には、契約期間満了日の範囲内で変更後の教育・保育給付認定有効期間満了日までとします。また、市町村から教育・保育給付認定を取り消された場合には、取り消された日までとします。

（教育・保育の場所）

第３条　教育・保育の提供場所は、《園の住所》の《園名》とします。ただし、代替遊戯場の利用や散歩、遠足等、園外保育として事業者が必要と認める場合についてはこの限りではありません。

（教育・保育の内容）

第４条　事業者は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等にそって、園児の発達に必要な教育・保育を提供することとします。

２　教育・保育の内容は、事業者が別に作成する「重要事項説明書」の通りとします。

（教育・保育の記録）

第５条　事業者は、園児の教育・保育の提供に関する諸記録を作成し、契約終了後又は契約の解約後5年間保存することとします。なお、保存期間が経過した際には第11条の守秘義務にのっとり破棄することとします。

２　保護者は、前項の諸記録を閲覧することができます。

（契約時間等）

第６条　契約時間は、1号認定子どもについては、国民の祝日、春季休業、夏季休業及び冬季休業を除く月～金曜日の〇時〇分から〇時〇分までとします。2号、3号認定子どもについては、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く月～土曜日の○時○分から○時○分までとします。

　　ただし、2号、3号認定子どもの園児が休日の保育の必要性の認定を受け、休日保育事業を利用する場合には、保護者は事業者と調整のうえ、休日以外の日で利用しない日を設けることとします。

２　契約時間を超えて、保育が必要になった場合は、保護者は事前に事業者へ連絡するものとします。

1号認定子どもについては、平日の〇時〇分から〇時〇分、土曜日及び長期休業日については〇時〇分から〇時〇分の時間帯については、一時預かり事業（幼稚園型）の利用として、別途事業者が定める規定にそって保護者は利用手続きを行うこととします。

保育標準時間認定を受けた園児については、○時○分から○時○分、保育短時間認定を受けた園児については、○時○分から○時○分と○時○分から○時○分の時間帯については、延長保育の利用として、別途事業者が定める規定にそって保護者は利用手続きを行うこととします。

（利用者負担額）

第７条　保護者は、事業者から提供を受ける教育・保育の対価として次のとおり利用者負担額を支払うこととします。

　(1) 基本利用料　　　　月額　名古屋市が保護者及び事業者宛てに通知した額

　(2) 延長保育料　　　　○○○○円

　(3) 特定負担額　　　　○○費　　　　　○○○○円

　(4) 便宜に要する費用　主食費　　月額　○○○○円　（1号・2号（3歳児クラス以上））

副食費　　月額　○○○○円　（1号・2号（3歳児クラス以上））

　　　　　　○○費　　月額　○○○○円

　　　上記のほか、写真代、○○○など、必要に応じて実費を徴収することとします。

（利用者負担額の支払い）

第８条　基本利用料は、当月分を当月○日までに保護者が事業者へ○○○○の方法で支払うこととします。

２　園児が月の途中で入退所する場合、基本利用料は、在籍日数に応じ日割計算で料金を算定します。

３　延長保育料及び特定負担額（上乗せ徴収費）、便宜に要する費用（実費徴収費）については、事業者は明細を付して保護者に説明のうえ請求することとし、保護者は請求のあった月の○日までに事業者へ○○○○の方法で支払うこととします。

４　退所する場合の精算料金について、第1項から第3項の定めに関わらず、事業者は明細及び支払期限を付して当月末までに保護者に請求し、保護者は支払期限までに事業者へ○○○○の方法で支払うこととします。

５　事業者は、前4項の支払いを受けた場合は、保護者に領収証を交付することとします。ただし、事業者の指定する銀行口座へ振り込みした場合においては、事業者側で入金が確認できた場合、振込時に発行される明細書、通帳の記載をもって領収書に代えることとします。

（施設の休廃止）

第９条　事業者は、施設を休止又は廃止（以下、「休廃止」という。）する場合は、在園するすべての園児が退所又は小学校就学の始期に達するまで、施設の運営を継続することとします。

２　前項の規定による継続が困難で、当該施設の運営を引き継ぐ者（以下、「引継者」という。）がある場合には、各年度の4月1日において事業者の変更をすることができます。

３　前2項の場合において、事業者は、次の表に掲げる期限までに名古屋市と事前協議を行うとともに、保護者へ予告を行います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 事前協議の期限 | 予告の期限 |
| 休廃止の場合 | 利用の募集を停止する年度の前年度の7月末まで | 利用の募集を停止する年度の前年度の9月末まで |
| 設置者を変更する場合 | 設置者を変更する年度の前年度の7月末まで | 設置者を変更する年度の前年度の9月末まで |

４　前項に規定する予告として、事業者は保護者に対して、文書を明示し口頭で説明をすることとします。

５　財務状況の悪化等により、施設の運営の継続が困難な場合には、第1項から3項の規定にかかわらず、事業者が運営を終える6月前に名古屋市に事前協議を行い、3月前に保護者へ予告を行わなければならず、この場合、事業者は、予告までに引継者を確保することとします。

（契約の解除）

第10条　保護者又は園児の事情で途中退所する場合、保護者は退所予定日の○日前までに事業者に書面にて申し出ることとします。（ただし、市町村の利用調整により、他の認可保育施設への利用決定がされた場合は、利用決定後すみやかに申し出ること。）

２　次の各号に該当する場合、保護者はこの契約を解除することができます。

(1) 事業者が正当な理由なく、園児の教育・保育を提供しようとしない場合

(2) 事業者が第11条に定める守秘義務に違反した場合

(3) 事業者が法令等の社会的義務に違反した場合

(4) 事業者が園児又は保護者やその家族に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合

(5) 事業者が前条の施設の休廃止を予告した場合

(6) 市町村の利用調整により、他の保育施設への利用決定がされた場合

３　事業者は、前条第2項及び第5項に規定する、施設の運営を引継者へ引継ぎ休廃止する場合、この契約を解除することができます。ただし、転園を希望する園児については、他の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の便宜の提供を講じることとします。

４　次の各号に該当する場合、事業者は文書で保護者に通知することにより、この契約を解除することができます。その場合、事業者は、保護者が住所を有する市町村と連絡をとり必要な措置を講じることとします。

(1) 保護者が第7条に定める基本利用料の支払いを遅延した場合で、事業者が再三にわたり徴収に努めても支払いに応じない場合。ただし、市町村が代行徴収を行っている場合を除きます。

(2) 保護者が事業者や従事する職員又は他の利用者（園児、保護者）に対して、重大な背信行為を行った場合

（秘密の保持）

第11条　事業者は、業務上知り得た園児、保護者及びその家族等に関する情報について秘密を保持し、法令に基づく要請を除き、許可なく第三者への提供はできないこととします。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。

（緊急時の対応等）

第12条　事業者は、教育・保育中に園児の身体に異変が生じた場合又はその他必要があると判断した場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医又は嘱託医に連絡をとるなどの必要な措置を講ずることとします。

２　教育・保育中に園児が怪我をした場合は、職員は保護者に対して説明を行うこととします。

（賠償責任）

第13条　事業者は、教育・保育の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により園児の生命、身体、財産に損害を及ぼしたときは、事業者は、誠意をもって対応し、保護者に対して当該損害を賠償することとします。

（相談・苦情の解決）

第14条　事業者は、保護者からの教育・保育に関する相談、事業全般に係る要望、苦情等に対する窓口を設置し、事業者の運営に関する合理的な範囲で、誠実かつ、迅速に対応することとします。

（本契約に定めのない事項）

第15条　この契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は児童福祉法及び子ども・子育て支援法等関係法令、なごや子ども条例の定めるところに従い、保護者と誠意をもってこれを協議のうえ対応することとします。

（重要事項説明確認）

第16条　本契約の締結にあたり、事業者は保護者に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行うこととし、その内容を了承したものとします。

　上記の契約を証するため、本書２通を作成し、保護者及び事業者は記名押印の上、その１通を保有することとします。

令和○○年○○月○○日

保護者

　《住　所》○○○○

　《氏　名》○○　○○　　　　　　印

事業者

　《住　所》○○○○

　《氏　名》○○　○○　　　　　　印